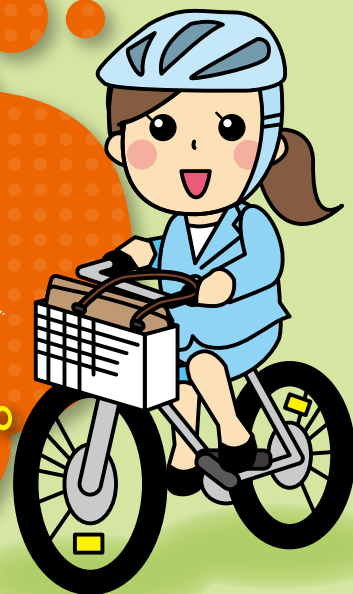


# 業務用

## 自転車賠償責任保険のご案内

和歌山県では、平成31年4月1日に  
「和歌山県自転車の安全利用の促進に関する条例」が  
施行されました。

業務で自転車を利用される  
事業者は賠償責任保険へ  
加入するよう努めなければなりません。



従業員の方が事業活動（業務）に自転車を利用される場合には、  
事業者用の賠償責任保険等に加入が必要となります。

例えば・・・

- 1 従業員が  
自転車を利用して  
銀行等に行っている。
- 2 従業員が  
荷物等を自転車で  
運んでいる。
- 3 従業員が  
自転車を利用して  
顧客等の訪問を  
行っている。

**ご注意** 従業員の方が「個人賠償責任保険」等に加入していても事業活動中（業務中）に起きた自転車損害賠償事故は補償の対象とはなりません。通常の通退勤に自転車を利用されている間の賠償事故は「個人賠償責任保険」等で補償されます。

貴社の安全な自転車利用のお手伝いをいたします！

業務で自転車を利用される

事業者は賠償責任保険へ

加入するよう努めなければなりません。



契約保険料例 ●業務用自転車賠償責任保険(施設所有管理者賠償責任保険・業務用自転車)

- ◆ 対人・対物賠償責任補償額(1事故あたりの補償限度額) ..... **1億円**
- ◆ 自己負担(免責金額) ..... **0円**
- ◆ 年間保険料 ..... **1台につき1,500円**  
(保有台数に保険料を乗じます)

※事故対応特別費用・被害者対応費用付帯の場合は1台につき**1,700円**となります。  
※既に施設所有管理者賠償責任保険にご加入の場合は、保険証券の写しをご用意ください。

お問い合わせなどは、下記FAX番号宛にご返信をお願いします。

**FAX 06-6356-7789**

- 資料が欲しい     保険料が知りたい     詳しい内容を知りたい

貴社名				ご担当者名	
住所					
TEL		FAX			
メールアドレス					
お仕事の 内容	年間 売上高	万円	自転車 使用台数	台	

- 業務用自転車賠償責任保険は施設所有管理者賠償責任保険の業務用自転車のみを対象とする商品です。こちらは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。補償内容の詳細や内容についてはお届けする見積書ならびにパンフレットなどをご参照ください。
- ご記入いただいた事項は、保険商品や保険に関する各種ご案内に利用させていただきます。なお、ご案内を作成するために必要な範囲内で、ご記入いただいた事項を取扱代理店または損保ジャパン日本興亜が取得することがございますので同意の上ご記入ください。

お問い合わせ・お申し込み先

【取扱代理店】一般社団法人 自転車安全対策協議会 関西支部  
〒530-0041 大阪市北区天神橋2丁目北1番21号  
<引受保険会社> 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

サイクルコー  
**0570-031965**  
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)